

富山県地域防災計画改定案に対する意見募集の結果

1 募集期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月14日（金）まで

2 募集方法

閲覧場所：富山県ホームページ
県庁（県民サロン、県情報公開総合窓口、防災・危機管理課）
各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）
県立図書館
意見の提出方法：ホームページ、郵送、ファクシミリ、電子メール

3 提出された意見の件数 3名14件

4 意見の概要と県の考え方

No	意見の概要	県の考え方（案）	計画該当箇所
1	審査項目を設け市町村が管理する指定避難所に“格付け(ランキング)”を設定するのはどうか。 また、市町村が保有する『学校給食センター』の災害対応化や観光列車の災害食堂車・新造による寝台車(平時は空き各駅空きホーム利用し列車ホテル)の鉄道利用、平時から各家庭にて電気ブレーカー・水道の元栓・ガスの元栓を遮断し“家庭内ブラックアウト”状態を災害に備えて体験する家庭内訓練を推奨してはどうか。 ※近い将来の理想・努力目標としての提案	令和6年能登半島地震における避難所の開設・運営や避難行動等の課題を踏まえ、いただいたご意見を今後の取組みの参考とさせていただきます。 引き続き、本県の地域防災力の向上に努めてまいります。	—
2	災害時に防災拠点施設となる公園（駐車場を含む）を平時から責任もって維持・管理する体制を構築し、県地域防災計画へ明記してほしい。	指定避難所の運営にあたり、多種多様な問題が発生することが予想されることから、市町村において避難所運営マニュアルを作成し、また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとしています。 災害発生時に円滑に避難所を運営できるよう、平時より課題を把握し、必要な体制を整備するよう市町村に働きかけてまいります。	ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 （略） また、市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

No	意見の概要	県の考え方（案）	計画該当箇所
3	県は防災士を過大評価している。増やせばよいというものではない。	令和6年能登半島地震では、自主防災組織による避難所の開設・運営の活動ができなかった地区や、災害対応に関する経験不足から発災時に円滑に行動ができなかったという防災士もいたことから、県では防災士の養成に加え、スキルアップ研修等により、地域において、防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士の養成に取り組むこととしています。	（2）防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の防災リーダーの育成充実を図るため、県で防災士養成研修やスキルアップ研修等を実施し、地域において、防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士を数多く養成する。また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。 併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努めるものとする。
4	地区防災計画を作成する場合は、その地域に精通した人がいないとできない。		
5	「女性視点（を活かした防災活動の強化）」とあるが、女性だけでは難しいため、様々な方に参加するように促すべきだ。	避難所運営や避難所環境の整備、防災対策の向上のためには、国や市町村などの行政だけではなく、自主防災組織、防災士、NPO団体等の民間団体との連携を強化し、また、県民の皆様は、防災への取組みに積極的に参加いただくことが重要になります。 県では、関係機関との連携強化のための会議や、県民との防災対話の場を設けることとしており、これらの機会を通じて、様々な視点での意見をいただくとともに、防災への取組みに参加いただくよう働きかけていくこととしています。	3 県・市町村・民間団体等の連携強化 災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的開催するものとする。 4 県民との防災対話 災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、県民への防災意識の啓発の強化による県民の防災対応能力の底上げが重要になることから、県民との防災に関する対話などを通じて、県民の防災意識の啓発を行うものとする。
6	「著しい高齢化の進行による高齢者の増加」とあるが、避難所運営などについて健康な高齢者に手伝ってもらわなければならない。	高齢化等の地域の実情を踏まえ、円滑な避難所運営を行えるよう、避難所運営体制などの避難所のあり方について検討していくこととしています。	県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成するとともに、市町村や関係機関と避難所の環境改善や運営体制などの避難所のあり方について検討し、策定指針の見直しを行うものとする。また、避難所における感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。
7	防災井戸について、災害時に濁った水が出ないようにしているのか。	生活用水の予備水源として活用する井戸、消融雪用井戸、防災井戸については、事前に水量や生活用水としての活用の適否を選定し、十分な衛生確保を行ったうえで活用していくこととしております。	第5 生活用水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸、防災井戸等の活用 事前に水量、生活用水としての活用の適否から選定した一般家庭井戸、営業用井戸や、県及び市町村が管理する消融雪用井戸の活用にあたっては、十分な衛生確保を行ったうえで活用する。
8	津波避難について、徒歩で避難するよう決められた地域の要支援者、特に障害を持つ方の避難はどうするのか。	津波避難では徒歩避難を原則としておりますが、要配慮者の存在や避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合や、令和6年能登半島地震における人流データや県民アンケート等で把握した自動車による避難行動の実態等を踏まえ、徒歩避難と車両避難のすみ分けなどの適切な避難のあり方について検討していくこととしています。	イ 避難のための知識の普及 ただし、各地域における津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況のほか、令和6年能登半島地震における人流データの分析及び県民アンケート等で把握した住民の自動車による避難行動の実態等を踏まえて、県及び市町村は、徒歩避難と車両避難のすみ分けなどの適切な避難のあり方について検討するものとする。
9	SNSなどを通じて被害情報の収集とあるが、偽の情報を区別するためのシステムはあるのか	被害情報の収集においては、多様な手段の活用していくこととしています。 本計画において記載はありませんが、SNSにより情報収集を行う場合には、ファクトチェックが行われた信頼性の高い情報を得るために、民間サービスを活用しています。	第5 情報収集体制の強化 県は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、市町村や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。

No	意見の概要	県の考え方（案）	計画該当箇所
10	物資輸送について、一方的に送るのではなく、被災者がその時に何を必要としているかの把握をすることから始めるべきだ。	市町村や被災地のニーズを迅速に把握するため、市町村へのリエゾン派遣体制の整備し、研修などにより円滑な活動が可能なリエゾンを育成することとしています。	第5 情報収集体制の強化 1 リエゾン派遣体制の整備 県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとする。リエゾンの円滑な業務実施のため、リエゾン派遣者名簿やマニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材の確保等を行うものとする。 また、平時から研修の受講や派遣先市町村が実施する訓練への参加等により、災害時における円滑な活動が可能なリエゾンを育成する。
11	避難について、自宅避難、ホテル、民宿、避難所以外で避難をしている方への対策はあるのか。	令和6年能登半島地震では、在宅避難や車中泊避難をする方がいたが、実態の把握が難しく、十分な支援体制を構築することができなかったという課題がありました。そのため、在宅避難者の支援拠点や車中泊避難のための専用スペースの確保を検討するとともに、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みづくりに努めてまいります。	エ) 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
12	過去の災害を教訓とする文言があるが、工事等により地盤の変化がおき、災害がよりひどい状況になる可能性があることは考えているのか。 過去の災害の教訓をどのように活かしていくのか。	阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震など過去の災害を教訓とした内容や改善について本計画に記載するとともに、庁内関係部局や市町村と共有し、今後の災害対応業務に活用してまいります。	6 災害教訓の伝承 県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、庁内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。
13	災害廃棄物について、廃材を引き受けている中間処理施設のことを考えて計画は立てているのか。	市町村は、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう中間処理を含む処理体制について、災害廃棄物処理計画により具体的に示すものとされています。 県としては、能登半島地震の経験を踏まえ、公共施設の利用、民間事業者の活用、他自治体との広域連携等により処理体制が確立されるよう、市町村の処理計画の策定を支援することとしております。	2 災害廃棄物の発生への対応 市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保（他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整）や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方（応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他具体的な業務内容等）、住民やボランティアセンターへの周知方法等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
14	避難所で家庭動物を受け入れるための対策を考える必要があるが、現在はどうなっているのか。	飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう、市町村や獣医師会等と連携しながら取り組んでまいります。	2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。